

一般社団法人京都府理学療法士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人京都府理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 当法人は理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、京都府におけるリハビリテーションの発展と健やかな社会づくりを推進するため、理学療法に関する普及啓発、調査研究等を行うとともに、理学療法士の学術及び技術の向上並びに人格及び倫理の高揚を図り、もって府民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)府民の医療、保健、福祉の増進に関する事業
- (2)理学療法の普及啓発に関する事業
- (3)府民に寄与するための学術及び技能の向上に関する事業
- (4)理学療法士の人格及び倫理の高揚に関する事業
- (5)刊行物の発行及び、調査、研究及び広報に関する事業
- (6)その他前各号の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した、京都府内に在職又は在住する理学療法士(理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律137号)第3条の規定により理学療法士の免許を受けたもの)
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 当法人に功労があった者又は学識経験者で、理事会に於いて推薦された

者

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)死亡したとき

(3)理学療法士免許を取り消されたとき

(4)日本理学療法士協会規定により会員資格を失ったとき

(5)除名されたとき

(除名)

第 9 条 会員が、当法人の名誉を毀損し、又はその設立主旨に反する行為をしたときは、総会の特別決議により、これを除名することができる。この場合において、その正会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第 10 条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会できる。退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

(名簿作成)

第 12 条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第 3 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(種別)

第 14 条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する

- (1)会員の除名
- (2)役員の選任及び解任
- (3)事業報告と決算報告の承認
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 16 条 総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

- 2 総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各正会員に対して発する。

(議決権)

第 17 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議の方法)

第 18 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)その他法令で定められた事項

(書面による決議等)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって決議し、又は他の正会員に議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会開催日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(役員)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 副会長 3 名
 理 事 17 名以上 22 名以内
 (会長、副会長を含む)
 監 事 2 名
- (2) 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- (3) 代表理事を会長とし、理事のうち 3 名を副会長とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、代表理事を選任及び解職する。この場合において、理事会は総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選出する方法によることができる。
- 3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 24 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長・副会長・理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で年 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない

- 2 監事の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに

選任された者が 就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 28 条 役員の報酬は総会の決議をもって定める。

(相談役)

第 29 条 この法人に、3 名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。
- 3 相談役は、正会員の中から選ぶこととし、会長の諮問に応え、この法人の運営に協力する。
- 4 相談役の取扱いについて必要な事項は、理事会において別に定める。

第 5 章 理事会

(開催)

第 30 条 当法人に理事会を置く

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長・副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 35 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会におい

て定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を経て定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 決算報告
- (4) 決算報告の附属明細書
- (5) 預貯金財産目録など

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 決算書

(財産の構成)

第39条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 当法人の財産は理事会が管理し、その方法は、理事会が別に定める。

(長期借入金)

第41条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還

する短期借入金を除き、総会において、出席正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

第7章 解散

(解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第46条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 麻田 博之

設立時理事 市橋 則明

設立時理事 石井 光昭

設立時理事 荻谷 康之

設立時理事 黒木 裕士

設立時理事 関 恵美
設立時理事 島 浩人
設立時理事 玉木 彰
設立時理事 並河 茂
設立時理事 布川 雄二郎
設立時理事 細川 隆司
設立時理事 依岡 徹
設立時代表理事 並河 茂
設立時監事 今井 至
設立時監事 小野 宏子
(設立時社員の氏名及び住所)

第 47 条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

- 1 住所 *****
氏名 並河 茂
- 2 住所 *****
氏名 市橋 則明
- 3 住所 *****
氏名 依岡 徹
- 4 住所 *****
氏名 布川 雄二郎
- 5 住所 *****
氏名 麻田 博之
- 6 住所 *****
氏名 石井 光昭
- 7 住所 *****
氏名 荻谷 康之
- 8 住所 *****
氏名 黒木 裕士
- 9 住所 *****
氏名 島 浩人
- 10 住所 *****
氏名 関 恵美
- 11 住所 *****
氏名 玉木 彰
- 12 住所 *****

氏名 細川 隆司

(法令の準拠)

第 48 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人京都府理学療法士会設立のため、本定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

平成 22 年 9 月 30 日

設立時社員 並河 茂

設立時社員 市橋 則明

設立時社員 依岡 徹

設立時社員 布川 雄二郎

設立時社員 麻田 博之

設立時社員 石井 光昭

設立時社員 苅谷 康之

設立時社員 黒木 裕士

設立時社員 島 浩人

設立時社員 関 恵美

設立時社員 玉木 彰

設立時社員 細川 隆司

附則

- 1 この定款は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 この定款は、平成 29 年 4 月 9 日より一部改正により施行する。
- 3 この定款は、平成 30 年 4 月 15 日より一部改正により施行する。
- 4 この定款は、平成 31 年 4 月 21 日より一部改正により施行する。
- 5 この定款は、令和 4 年 6 月 26 日より一部改正により施行する。